

# 「森を育む木づかい建築促進事業（住宅）」 「県産材を使用した住宅助成事業」

## Q & A

### 制度全般について

**Q 1. 「森を育む木づかい建築促進事業（住宅）」と「県産材を使用した住宅助成事業」の違いは。**

A. 「森を育む木づかい建築促進事業（住宅）」は奈良県内に所在する住宅、「県産材を使用した住宅助成事業」は奈良県外に所在する住宅が対象となります。  
その他の要件や補助金額にも違いがありますので、申請手続きの際は間違いのないよう注意してください。

**Q 2. 「森を育む木づかい建築促進事業（住宅）」と「県産材を使用した住宅助成事業」に制度が分かれている理由は。**

A. 「森を育む木づかい建築促進事業（住宅）」は奈良県森林環境税を財源として奈良県内の住宅への県産材使用を促進するための新規事業で、令和8年度より開始します。

**Q 3. 受付開始はいつですか。**

A. 令和8年4月20日より受付を開始します。  
先着順で受付し、募集期間内であっても申込件数が予算に達した場合は締切とさせていただきます。

**Q 4. 助成額はいくらですか。**

A. ①森を育む木づかい建築促進事業（住宅）

構造材 (円)

使用材積	奈良県産材	奈良県地域認証材	奈良県産 JAS 材
5 m <sup>3</sup> 以上 10 m <sup>3</sup> 未満	150,000	225,000	250,000
10 m <sup>3</sup> 以上	300,000	450,000	500,000

内外装材 (円)

使用面積	奈良県産材	奈良県地域認証材	奈良県産 JAS 材
20 m <sup>2</sup> 以上 40 m <sup>2</sup> 未満	80,000	150,000	170,000
40 m <sup>2</sup> 以上 60 m <sup>2</sup> 未満	160,000	300,000	340,000
60 m <sup>2</sup> 以上	240,000	450,000	510,000

②県産材を使用した住宅助成事業

構造材 (円)

使用材積	奈良県産材	奈良県地域認証材	奈良県産 JAS 材
5 m <sup>3</sup> 以上	100,000	150,000	250,000

内装材 (円)

使用面積	奈良県産材	奈良県地域認証材	奈良県産 JAS 材
20 m <sup>2</sup> 以上	50,000	100,000	170,000

**Q 5. 補助対象者は。**

A. 奈良県産 JAS 材、奈良県地域認証材又は奈良県産材を使用し、持家住宅の新築、増築、改築又はリフォームを行う所有者、または分譲住宅の新築を行う事業者が対象になります。

なお、「森を育む木づかい建築促進事業（住宅）」は奈良県内の住宅、「県産材を使用した住宅助成事業」は奈良県外の住宅が対象です。

**Q 6. 予定件数はどのくらいですか。**

A. 「森を育む木づかい建築促進事業（住宅）」 100件（棟）程度  
「県産材を使用した住宅助成事業」 90件（棟）程度

**対象となる住宅等について**

**Q 7. 補助対象住宅は。**

A. 一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるものを含む。）または共同住宅等の住宅部分で、かつ、個人所有の持家住宅または分譲住宅が対象になります。  
賃貸を目的とする住宅やモデルハウス、法人所有の住宅は対象外となります。

**Q 8. 分譲住宅は補助の対象になりますか。**

A. 補助の対象となります。

ただし、当該分譲住宅の販売に係る広告媒体（チラシ・ポスター等）において、本事業を活用した物件であることを掲載し、周知してください。

※完了実績報告時に、チラシ・ポスター等の写しを提出する必要があります。

（チラシ・ポスター等の完成が間に合わない場合は、原稿(版)を提出すること。）

**Q 9. 補助対象となる工法は。**

- A. 構造材は木造軸組工法（在来工法）及び木造枠組壁工法で建築された住宅のみ補助の対象となります。  
内外装材には工法の指定はありません。

**Q10. 共同住宅や店舗付き住宅は、補助の対象になりますか。**

- A. 共同住宅（賃貸目的のものを除く）および店舗付き住宅は、いずれも個人が自らの居住の用に供する部分のみ補助の対象となります。

**Q11. 民泊として提供する部屋をリフォームする場合、補助の対象になりますか。**

- A. 民泊を目的として提供される部屋（廊下、トイレなどの共用部分を含む）は対象となりません。

**Q12. 蔵をリフォームして住宅にする場合、補助の対象になりますか。**

- A. 補助の対象となります。（ただし、個人が自らの居住の用に供する場合に限る。）

**Q13. 補助の対象となる部材は。**

- A. 構造材については、木造軸組工法（在来工法）の構造躯体における、土台、柱（管柱、通柱及び間柱を含む。）、梁（小屋梁を含む）、桁、胴差、大引、筋交い又は構造用合板並びに木造枠組壁工法の構造耐力上主要な部分に使用されるものが補助対象となります。

**※間柱、筋交いは、地域認証材制度による認証が受けられませんのでご注意ください。**

内装材については、居室、廊下、階段、その他の床、壁及び天井の室内に面する部分に使用される木材が対象となります。

**※室内に面している、収納スペースに使用される材も対象とします。**

「森を育む木づかい建築促進事業（住宅）」のみ、外装材も対象となります。対象となる部材は外壁に面する部材（軒天を含む）となりますが、外構やウッドデッキ、面格子等は対象外です。

**Q14. 補助対象となる住宅に居住しなくとも、申請は可能ですか。**

- A. 申請者が自ら居住するために所有する住宅が対象です。（申請時に添付していただくチェックリストで確認します）

## 申請手続き等について

**Q15. 補助金交付申請書等はどこに提出すればよいですか。**

A. 提出書類は**紙面（持参または郵送）もしくは電子データ**にて、受付窓口である奈良県木材協同組合連合会へ提出してください。（郵送の場合は、簡易書留等受け渡しが確実な方法とし、提出期日までに必着すること。）

**Q16. 応募多数の場合は、どのようにして補助対象者を選定するのですか。**

A. 受付順に審査を行い、補助要件に適合している申請者より先着順とします。

**Q17. 補助金交付申請書等について、申請代理者の代表者と事務担当者が同一の場合、事務担当者の欄にも氏名を記入する必要がありますか。**

A. 同一の場合も記入してください。

**Q18. 工事請負契約書の署名が連名の場合、補助金交付申請書等も連名とする必要がありますか。**

A. いずれかの氏名で申請等可能です。  
ただし、申請等に係る全ての書類に記入する氏名を統一する必要があります。

**Q19. 補助金交付申請時と完了実績報告時で申請代理者の代表者が交代した場合、完了実績報告以後の申請代理者の欄はどのように記入すればよいですか。**

A. 補助金交付申請書は交代前の代表者名を、完了実績報告書は交代後の代表者名を記入してください。  
なお、完了実績報告時に、代表者が交代したことがわかる書類（代表者交代の挨拶状、登記簿謄本の写しなど）を提出する必要があります。

**Q20. 交付申請に必要な「付近見取図」にはどのような図示が必要ですか。**

A. 申請する物件の場所が明確に分かるように、図示してください。（太線で囲う、網がけする、矢印で示すなど）住所や地番などの記入は求めません。

**Q21. 交付申請に必要な「平面図」「立面図」にはどのような図示が必要ですか。**

- A. 構造材のみを申請する場合、平面図への図示は不要です。  
内装材を申請する場合、マーカーで囲うなど、申請箇所を明らかにした上で番号を記載ください。（①床・天井、②壁 など）  
外装材を申請する場合、立面図へ同様に図示してください。（③建物南面 外壁 など）  
※外装材を申請しない場合は立面図の提出は不要です。

**Q23. 工事着手前であっても、補助金交付申請に必要な書類が全てそろえば申請可能ですか。**

- A. 申請可能です。  
ただし、書類の添付漏れや不備がある場合は受付できません。

**Q24. どのような場合、変更交付申請書の提出が必要ですか。**

- A. 補助金額の増額を伴わずに申請種別の変更をする場合は、速やかに変更交付申請書の提出が必要になります。  
※補助金額の増額は認められません。

**Q25. 実績報告時に必要な「木材・木製品の合法性・持続可能性証明書（奈良県産材証明書・奈良県地域認証材証明書・奈良県産 JAS 材証明書）」は認定事業者独自の様式でも構いませんか。**

- A. 証明書によって記載内容が異なることを防ぐため、補助金交付要綱で定められた第5号様式（奈良県産材証明書）、第6号様式（奈良県地域認証材証明書）及び第7号様式（奈良県産 JAS 認証材証明書）を使用してください。

**Q26. 補助金交付申請書の提出後にはどのような手続きが必要ですか。**

- A. 県が申請内容を審査し、補助金の交付決定を行います。  
↓  
工事完了後10日以内かつ令和9年3月15日までに完了実績報告書を提出  
↓  
完了実績報告書提出後、県が報告内容を審査し、補助金の額の確定を行います。  
↓  
補助金の額の確定後、速やかに補助金交付請求書を提出して下さい。

※期日までに完了実績報告書又は補助金交付請求書が提出されない場合や審査の段階で交付要件を満たさないことが明らかになった場合は、補助金の交付決定を取り消します。

**Q27. 補助金の請求時に必要なアンケートの提出は必須ですか。**

A. 必須です。今後の事業の参考とさせていただくため、ご協力をお願いいたします。

**Q28. 申請書等に押印は必要ですか。**

A. 補助金交付申請書、実績報告書、補助金交付請求書、変更届及び辞退届については押印を省略できますが、本人確認欄に発行責任者と担当者の氏名及び連絡先を記載する必要があります。なお、代理申請における事務委任状（第4号様式）、工事完了証明書（第11号様式）、各種木材の証明書（第5～7号様式）、各種使用実績証明書（第9～10号様式）への押印は省略できません。

※代理申請の場合は代理申請者における発行責任者及び担当者

※紙面で作成・押印した委任状等を電子データにて提出する場合、原本は令和9年3月15日までに受付窓口まで提出（郵送または持参）してください。

**その他**

**Q29. 国の地域型住宅グリーン化事業など、国や他の地方公共団体の制度との併用は可能ですか。**

A. 「森を育む木づかい建築促進事業（住宅）」「県産材を使用した住宅助成事業」は、他の補助金との併用が可能です。ただし、国や他の地方公共団体の制度が併用を認めない場合がありますので、申請者が各自で併用の可否をご確認ください。